

中小企業におけるAEO制度 導入の意義と課題

岐阜聖徳学園大学 田中 丈湧

1

先行研究

・松本 敬、長谷川 実也、2022「AEO 制度の活用と効果」日本貿易学会研究論文第11号
<https://jaftab.org/RP/RP11-08.pdf>

・宮崎 千秋、石原 伸志、草野 英信、米津 敏男「日本における安全保障貿易管理とAEO制度に関する研究—その水際チェック機能と国際物流の最適化をめざして—」
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jafame/14/0/14_49/pdf/-char/en

・公益財団法人 日本関税協会 AEO事業者連絡協議会事務局、2025/3/1「AEO制度の活用と効果について【2024年調査結果】」https://www.kanzei.or.jp/wp-content/uploads/2025/08/250301_aeoanalysis2024.pdf

2

背景

2001年 9.11同時多発テロ

2001年の同時多発テロを契機に、国際貿易におけるセキュリティ確保と円滑化の両立が求められた。
これを受け、2005年WCOが「SAFE Framework of Standards」を採択した。

国際物流におけるセキュリティ強化の必要性

2005年 WCOが“SAFE Framework”を採択

【主な特徴と目的】

- ・安全と円滑の両立
- ・2つの柱
 - 税関対税関 (C to C)
 - 税関対民間 (C to B)

2006年3月 日本でAEO制度導入

AEO制度の推進

3



税関 Japan Customs
AEO制度 Authorized Economic Operator
<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kaizen.htm>
(2025/10)

- ・ Authorized Economic Operator (認定事業者)
 - 通関手続き簡素化制度

AEO制度とは

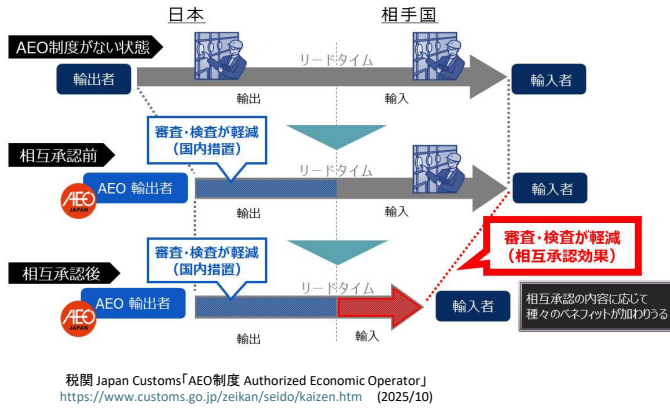
高いセキュリティ基準とコンプライアンス(法令順守)体制を整え、税関がそれを審査して認定・認証することで、税関手続きの簡素化・迅速化(優遇措置)を受けられる制度。

現在、世界80以上の国・地域において導入されている。

4

制度の仕組み

相互承認の一般的効果例



【主なメリット】

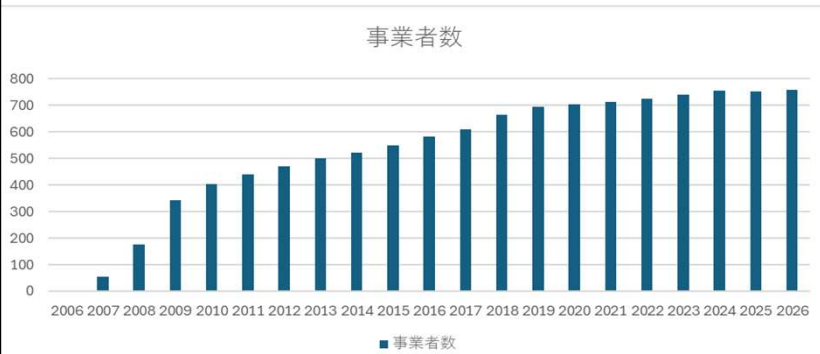
- ・保税地域搬入なしで輸出許可が受けられる。
- ・貨物到着前に輸出申告が可能、貨物の引取後に納税申告が可能。(特例輸入申告)
- ・輸出入申告を行う税関の自由化。
- ・貨物検査率の低下、検査場での優先的な取り扱い。
- ・信頼性の高い企業として、信頼度の向上。
- ・AEO制度を導入している他国でも、同等の優遇措置が受けられる。(MRA認証)

これらのメリットにより、企業の物流効率や国際競争力の向上が期待されている。

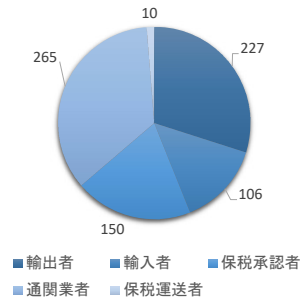
日本のAEO制度

- ・2006年3月に輸出者を対象にAEO制度を導入した。
- ・認定事業者数は年々増加傾向にある。

事業者数758者(2026/4/10)



AEO制度 認定事業者 2026/4/10



出所: 税関「AEO事業者数の推移」より作成。

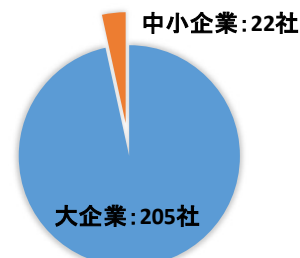
問題意識

特定輸出者227社

※企業規模の分類は
中小企業基本法に基づく。

・AEO制度における特定輸出者の内訳を見ると、大企業が90%を占めており、中小企業の割合は限定的である。

・AEO制度は国際物流の効率化に寄与する制度であるにもかかわらず、その利用が一部企業に偏っている点は課題であると考えられる。



出所：税関「AEO制度」より作成。

【研究目的】

本研究では、AEO制度における中小企業の参入が進まない原因を明らかにするとともに、制度普及に向けた課題について検討することを目的とする。

7

【中小企業における主な課題】

①コスト負担(初期費用+維持費用)

→AEO取得には・社内管理体制の構築・セキュリティ対策・監査対応が必要で、費用対効果が見えにくく、中小企業には重い負担になる。

②専門人材・知識の不足

→貿易実務+法令+セキュリティ知識が必要。→制度理解・運用のハードルが高い

③社内体制整備

→・内部統制・業務プロセス標準化・記録、管理体制が求められる。

④メリットの限定性

→AEOのメリット(通関の簡素化など)が実感しにくい。

⑤取引先依存・必要性の低さ

→大企業やフォワーダーがAEOを取得している場合、中小企業自身が取得する必要性が低い。

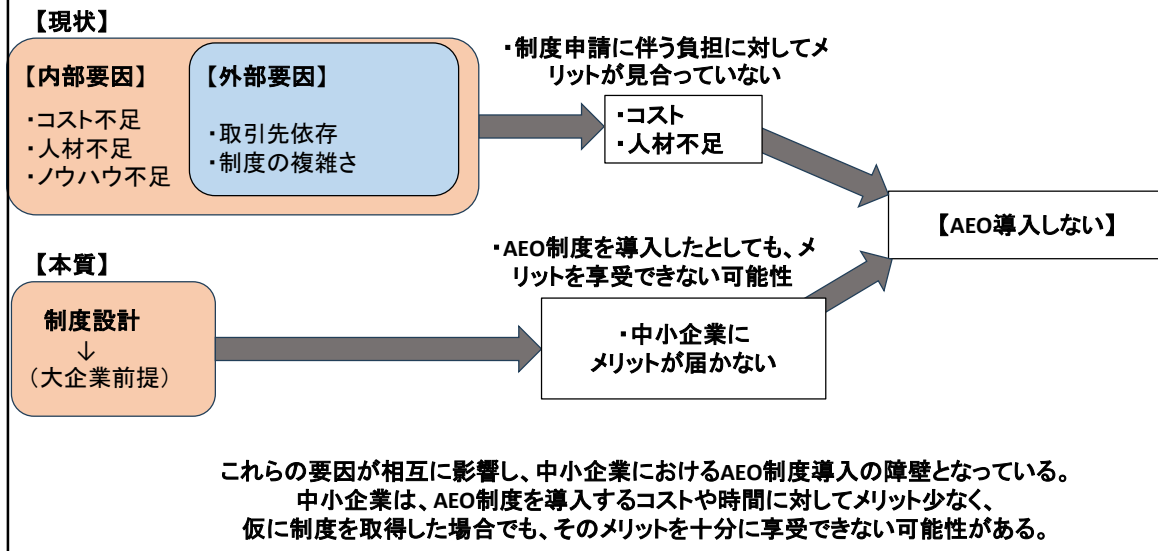
⑥制度の複雑さ・手続き負担

→申請書類の多さ、審査の厳しさ、継続的なコンプライアンス。→時間的・事務的成本大

これらの要因が相互に影響し、中小企業におけるAEO制度導入の障壁になっている。

8

中小企業におけるAEO制度導入の課題構造



9

AEO制度申請のための整備・投資

AEO制度の取得には、法令順守体制や貨物管理体制の整備などが求められ、一定のコスト負担が発生する。

具体的には、

- ・セキュリティ対策(監視カメラ、フェンスの設置)
- ・社内規定の整備(ルール作成)
- ・システム導入
- ・人材教育
- ・監査申請対応

などが必要とされ、その費用は企業規模や体制によって異なるものの、**数百万円から数千万円規模**に及ぶ場合もあるとされている。

このような投資負担は、資源の限られる中小企業にとって大きな**参入障壁**となる。

10

AEO申請のプロセス

AEO制度の申請には、複数のプロセスが存在し、その過程においては社内体制の整備や詳細な書類準備が求められる。

面談から承認までの所要時間は**1年～3年**程度。また、承認後も、法令順守体制に変更がある場合は届出が必要となる。

準備から承認、維持をするのに大幅な時間とコストを要する。

このように、申請手続は段階的かつ厳格であり、特に中小企業にとっては時間的・人的負担が大きい点が課題とされる。

準備

- AEO担当部門の設置、セキュリティ基準の確認

面談

- 税関AEO部門と面談

整備

- 貿易管理、セキュリティ管理の社内規定を策定

申請

- AEO申請書、法令順守規則、チェックシート提出

審査

- 税関による書類審査と、現地調査実施

承認

- 税関から認定を受け、AEO事業者として登録

監査

- 監査手順書に基づき、計画的に内部監査の実施

出所：税関「AEO制度」より作成。

11

分析・考察

- AEO制度は通関の迅速化や検査の軽減といったメリットにより、認定事業者数は増加傾向にある。しかし、特定輸出者の内訳を見ると大企業が大半を占めており、中小企業の参入は限定的である。さらに、制度導入にはコスト負担や人材不足、申請手続の複雑さといった課題が存在する。
- これらの要因から、中小企業にとってAEO制度は**メリットよりも負担が大きく**感じられる構造となっていると考えられる。その結果、導入の優先度が低くなり、普及が進みにくい状況が生じているといえる。
- また、現行制度は一定規模の取引量を前提としたメリット設計となっており、中小企業にとっては十分な効果を実感しにくい点も普及を妨げる要因であると考えられる。
- したがって、中小企業の参入を促進するためには、コスト負担の軽減や手続きの簡素化、より**実効性のあるインセンティブ**の導入が求められる。

12

結論

- ・ 中小企業はAEO制度のメリットを享受できないのではなく、「現状の制度設計ではメリットを享受しにくい立場に置かれている」という構造的課題に起因している。
- ・ 今後は、中小企業への普及を見据えた制度設計が求められる。

13

今後の展望

- ・ 今後は、中小企業の参入を促進するため、**スモールAEO制度**の導入や申請手続きの**デジタル化**といった負担軽減策に加え、優先通関や税制優遇などの**インセンティブ強化**が求められる。これにより、制度の実効性が高まり、より広範な事業者による活用が期待される。

①スモールAEO(段階認証)

→レベル1→レベル2→現AEO

③専用通関レーン

→AEO事業者専用の優先通関レーン

②手続きのデジタル化

→申請手続きのデジタル化・簡素化による負担軽減

④減税制度

→AEO事業者に対する関税・税制上の優遇措置

制度の拡充、広がる世界

14

参考文献

- AEO(Authorized Economic Operator)制度 税関 <https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kaizen.htm>
- 松本 敬、長谷川 実也、2022「AEO 制度の活用と効果」日本貿易学会研究論文第11号 <https://jaftab.org/RP/RP11-08.pdf>
- 宮崎 千秋、石原 伸志、草野 英信、米津 敏男「日本における安全保障貿易管理とAEO制度に関する研究—その水際チェック機能と国際物流の最適化をめざして—」https://www.jstage.jst.go.jp/article/jafame/14/0/14_49/_pdf/-char/en
- 国会会議録検索システム 第213回国会 衆議院 財務金融委員会 第10号 令和6年3月13日
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=121304376X01020240313¤t=6>
- 公益財団法人 日本関税協会 AEO事業者連絡協議会事務局、2025年3月1日「AEO制度の活用と効果について【2024年調査結果】」
https://www.kanzei.or.jp/wp-content/uploads/2025/08/250301_aeoanalysis2024.pdf
- 財務総合政策研究所 総務研究部* 主任研究官 大塚 高規、財務総合政策研究所 総務研究部 主任研究官 根岸辰太郎、財務総合政策研究所 総務研究部 主任研究官 安藤 健太、2023年6月30日「財務総研リサーチ・ペーパー「輸出入申告官署の自由化」制度の利用実態について」https://www.mof.go.jp/pri/publication/research_paper_staff_report/research15.pdf
- 元長崎大学経済学部教授 鶴田 仁 2019.08「【第5回AEO事業者連絡協議会講演録】AEOの経済効果—AEO制度の一層の活用に向けて—」https://www.kanzei.or.jp/sites/default/files/pdfs/aeo/20190802AEOshiryo_3.pdf
- 税関(令和8年4月1日)「AEO事業者数の推移」https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/aeo_transition_j.pdf